

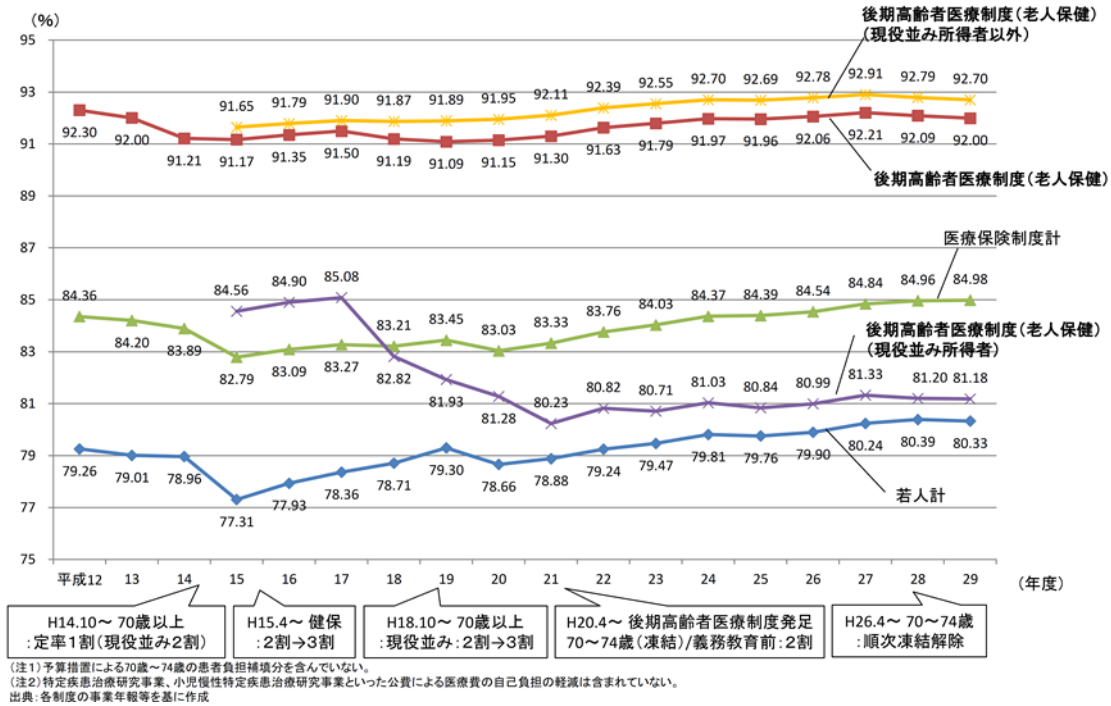
gb Opinion Report

株式会社 global bridge HOLDINGS 田村 孝司

実効給付率が示唆する 医療、介護、福祉の質を向上させることができる負担とは

実効給付率の推移

○ 平成29年度の後期高齢者の実効給付率は92.00%。このうち、現役並み所得者は81.18%、現役並み所得者以外のは92.70%。



出典：厚生労働省 第124回社会保障審議会医療保険部会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09186.html

医療や介護、福祉は限られた資源である。主な医療・介護提供体制は、2016年の病院数8,442、一般診療所数は101,529で医師は304,759人、看護(看護師、保健師、助産師、准看護師)が1,660,071人、医療機関に従事するリハビリテーション関連職種は(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)133,527人で介護員数は2016年の推計で1,830,000人となっている。これを総人口126,933,000人が医療や介護が必要となった時に利用していることになる。医療、介護を利用した場合には国が定めた報酬額に従い、保険給付と自己負担が生じることになる。

図は2019年(令和元年)1月31日に第124回社会保障審議会医療保険部会で示された実効給付率の推移である。ここで言う実効給付率とは診療報酬における給付費/医療費で示される国の負担率のことである。給付費は診療報酬の算定において請求された(保険者から給付された)金額であり、医療費は患者負担等を含む総額である。現在、病院で支払う患者負担は3割で、未就学児及び70歳から75歳までの一般・低所得者が2割、75歳以上の一般・低所得者は1割となっている。しかし、先進医療など医療費が高額となった場合には高額療養費となり、患者の負担は軽減される。これを考慮したものが実効負担率であ

り、国民皆保険成立時には約 40%であったが、1970 年代の老人医療費無料化により実効給付率は上昇し、現在、若人で 80.33%、後期高齢者で 92%となっている。これは諸外国と比べて国の負担率が高く、つまり、国民の負担が少なく医療へのアクセスが容易にできることを示している。しかし、今後は国民の負担が増える可能性がある。

国は国民皆保険を維持しつつ、制度の持続可能性を確保する医療・介護改革の視点では保険給付範囲の在り方を見直すことを検討している。これは保険給付を大きなリスク(高度・高額なサービス)に重点を置き、小さなリスク(程度・低額なサービス)は自助で対応することが示されている。小さなリスクを自助で対応するためには、健康に関する知識が必要になる。自らの健康を維持するための健康に関するリテラシーは健康寿命延策(介護予防等を含む)の成果もあり、普及してきている。しかし、ちょっとした不調や新たな疾患、疾患に関する不安などを解決するまでには至っていない。少ない医療、介護、福祉資源の負担で疾患や介護などの不安やちょっとした不調を解消するためには IT を活用した遠隔医療(相談)や AI によるアドバイスが有効ではないだろうか。

このような AI を活用した総合的な支援体制を整備するための財源の確保は国民の負担を増やす可能性がある。AI 等を活用した相談システムが正しく稼働した場合、サービスを受ける側(ユーザー)は必要に応じた知識を手に入れることができる。医療や介護に関する不安やちょっとした不調は AI を利用することによって、現状を正確に把握できるようになり適切なケアへのアクセスを容易にする。医療や介護は公定価格が定められており、必要なケアは同一の価格となる。必要なケアについて十分な知識を得たユーザーはより質の高いケアを選択することから、医療、介護、福祉の質は向上することになる。しかし、どれだけ優秀な AI や相談システムを構築しても、それを活用する技術がなければ質の高いサービスを選択することができない。したがって AI を活用する健康情報に関するリテラシーと行動を変容させる技術を獲得するための負担が必要となる。

つまり、サービスを受ける側をサポートする AI や相談体制の構築するための負担と、それらを活用するための技術を身につけるといった負担が医療、介護、福祉サービス提供者の専門性を高めることにつながるだろう。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。